

### 西多摩衛生組合で可燃ごみの広域支援を行います

小平・村山・大和衛生組合（構成市は小平市、東大和市、武蔵村山市）は、既存のごみ処理施設の老朽化により、令和7年9月末の完成に向け、ごみ処理施設の更新を進めています。

これに伴い、小平・村山・大和衛生組合から西多摩衛生組合に対し、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定（下記参照）に基づく可燃ごみ処理支援の依頼がありました。

当組合では、構成市町（青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町）および周辺地域の住民で組織する羽村・瑞穂両協議会からの意見を踏まえて検討した結果、相互扶助の観点から、支援を行うこととしました。

当組合は、広域支援の受託にかかわらず、今後とも公害防止対策の徹底を図り、法規制および地元協議会と交わしている公害防止協定を順守して

#### 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定

多摩地域のごみ処理施設において、予測できない緊急事態やあらかじめ計画された更新や新設などにより相互支援協力の必要な事態が発生した場合に、広域的な処理の支援ができる体制を確保するため、多摩地域30市町村および8団体の一部事務組合で締結している協定です。

### 春の全国交通安全運動

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

市民一人ひとりが交通安全意識を高め、車両運転者だけでなく、歩行者、自転車利用者も交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけることが大切です。

交通事故防止にご協力をお願いします。

運動期間 4月6日（火）～15日（木）

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（土）

重点

- ▼子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ▼自転車の安全利用の推進
- ▼歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上
- ▼二輪車の交通事故防止

問い合わせ 青梅警察署 ☎22・0110、青梅交通安全協会 ☎23・5287、市民安全課 市民安全係



### ごみ袋の減免

次に該当する世帯の方は、廃棄物処理手数料が減免され、ごみ袋を年度1回、一定数無料で交付します。

◆世帯全員が65歳以上で市民税非課税世帯の方へ

◆交付条件：世帯全員が65歳以上で、世帯全員が令和2年度の市民税が非課税の世帯

過去に申請した世帯：改めて申請する必要はありません。令和3年度分（4月～4年3月・10組）のごみ袋引換券を送付します。

過去に1度も申請していない世帯：申請が必要です。清掃リサイクル課へお越しください。

※4年3月31日までに65歳になる方も対象です。

※令和2年1月2日以降に市内に転入した方は、申請時、現世帯全員の2年度の住民税非課税証明書（写しも可、2年1月1日現在の住所地で取得してください）が必要です。

### 資源再利用実施団体奨励報償金の交付

令和2年度中に実施した資源回収の請求書の最終提出期限以降に請求書を出した場合、お支払いできない可能性がありますので、ご注意ください。

2年度中に実施した資源回収の請求書を提出していない団体は、早めに清掃リサイクル課へ提出の問い合わせ 清掃リサイクル課ごみ減量推進係

### 「外国語版青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を作成しました

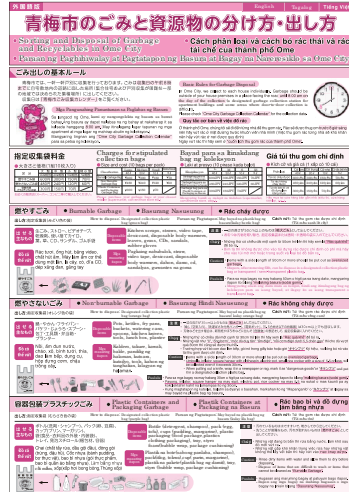
市内在住の外国人向けにごみ収集に関する情報をまとめたリーフレット「外国語版青梅市のごみと資源物の分け方・出し方」を作成しました。

英語、タガログ語、ベトナム語、中国語（簡体字）、韓国語、スペイン語版があります。

配布場所 清掃リサイクル課（市役所5階）

※市ホームページ（記事ID：30990）からも閲覧可

問い合わせ 清掃リサイクル課 清掃係



△外国語版青梅市のごみと資源物の分け方・出し方

帳の交付を受けている方

③1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

平成30年4月1日以降に申請した方：改めて申請する必要はありません。令和3年度分（4月～4年3月・10組）のごみ袋またはごみ袋引換券を送付します。

※過去に申請していても、交付条件を満たしていない場合は該当しませんのでご注意ください。

◆生活保護児童扶養手当特別児童扶養手当受給世帯の方へ

令和3年度分（4月～4年3月・17組）のごみ袋引換券をお渡しします。

各種受給証明書をお持ちのうえ、清掃リサイクル課へお越しください。

### いざれも

◆障害者世帯で、①～③に該当する方がいる市民税非課税世帯の方へ

①1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けている方

②1度または2度の愛の手帳または同程度の療育手帳

平成30年4月1日以降に申請していない方：初めて申請する方：各種手帳をお持ちのうえ、清掃リサイクル課へお越しください。

※令和2年1月2日以降に市内に転入した方は、申請時、各種手帳のほかに現世帯全員の2年度の住民税非課税証明書（写しも可、2年1月1日現在の住所地で取得してください）が必要です。

◆いざれも

ごみ袋無料交付の重複受給はできません。また、4月は、窓口が混雑しますので時間に余裕をもってお越しください。

受付場所・問い合わせ 清掃リサイクル課 清掃係（市役所5階）

### 動物病院で犬の鑑札、狂犬病予防接種注射済票の交付を実施します

環境政策課窓口で行っている鑑札・済票の交付を動物病院でも実施します。

狂犬病予防のため、犬の飼い主には、飼い犬の生涯1回の登録と、毎年1回4～6月に狂犬病予防注射を受けさせ、市町村から済票の交付を受けることが法律で義務づけられています。

令和3年度は、特例として期間を令和3年12月31日まで延長しています。期間内に狂犬病予防注射と済票の交付の手続きをお願いいたします。

実施動物病院 下表参照

▽鑑札：3千円

▽済票：550円

※注射接種費用、診察費等が別途かかります。

※市役所でも例年同様、鑑札、済票を受けることは可能です。（交付手数料は同額です）

注意事項

▽令和3年3月15日までに登録した犬の飼い主：市から送付された「令和3年度狂犬病予防集合注射について」と記載されたハガキ（オレンジ色）を必ずお持ちください。

▽3月15日以降に登録した犬の飼い主：ハガキが送付されないことが

あります。4月1日時点で届いていない場合は、ご連絡ください。

▽動物病院には、鑑札・済票の交付業務のみ委託しています。鑑札・済票の再交付、転入や住所変更、死亡届

（死亡届は電話も可）等の提出は、環境政策課（市役所5階）へお越しください。

問い合わせ 環境政策課 管理係



実施動物病院一覧（動物病院名の50音順に掲載）

	動物病院名	所在地	電話
市内	アテナ動物病院 青梅	新町6-9-4 (カインズホーム青梅インター店内)	32-2663
	青梅しんまちペットクリニック	新町9-2056-15	32-7301
	河辺ペットクリニック	河辺町9-1-28	23-7300
	くま動物病院（6月まで）	新町5-50-20	31-7756
	島田動物病院	小曾木5-3162	74-5360
	下澤動物病院	今寺3-443-9	31-1654
	ともだ動物病院	友田町3-156-3	25-8955
	長崎動物病院	東青梅4-12-19	23-3618
	にしやま動物病院	師岡町4-11-14	22-1199
	ふう動物病院	千ヶ瀬町5-628-4	78-3735
	町田動物病院	野上町3-22-1	24-1937
	わあーみー動物病院	上町362-1-101	24-7703
市外	イオン動物病院 日の出（7月まで）	日の出町大字平井字三吉野桜木237-3 (イオンモール日の出内)	042-588-8617